

【2】 暦法について

[1] インドは古代から現代に至るまで「太陰太陽暦（陰陽暦）」を使ってきたとされる。

「太陰太陽暦」は「月」を月の満ち欠けによって決定し、「年」を太陽の運行によって決定する暦である⁽¹⁾。

この暦の特徴は、月を1朔望に基づくと、1月は29.530589日となって端数がでるから、適当に29日の月と30日の月の、月に大小を設けなければならないということ⁽²⁾、1朔望月を12倍すると約354.3671日となり、太陽の運行による1年365.2422日との差異が生じて⁽²⁾、徐々に季節がずれていくので、それを調節するために閏月を設けなければならないということである。

したがってインド古代、特に我々が資料とする「原始仏教聖典」ないしは釈尊在世時代の「暦」が「太陰太陽暦」によっていたかどうかは、「太陰暦」の特徴である月に29日と30日の大小があったことと、「太陽暦」との調整をとるために「閏月」のあったことを確認できれば証明することができる。

(1) 「この暦の1ヶ月は朔望月（月の満ち欠けに基づく）であって、この暦はこの点では太陰暦であるが、月の名を星宿に基づかせている点では、太陽暦というべく、結局、全体としては太陰太陽暦である」（定方 p.003）。「太陰太陽暦は月の満ち欠けと太陽の運動の両方を考慮に入れるものである。つまり『月』は月（太陰）の満ち欠けの周期であり、『年』は太陽の運行の周期である」（「矢野」p.149）。

(2) 太陽暦でも365.2422日を12で除すると30.43685になって、月に大小を設けなければならない。しかし『実利論』も「半日多いものが太陽暦の一ヶ月である。半日少ないものが太陰暦の一ヶ月である」（岩波文庫・上 上村勝彦訳 p.178）というように、それは30日か31日となる。すなわち月では「1日」の差異がでるが、『実利論』が「半日」というのは、後述するように『実利論』は1月を黒分・白分に2分して、それぞれを「1月」と考えたからであろう。すなわち1年には24ヶ月があることになる。

[2] まず月に29、30の大小があったことを示す資料を紹介しよう。

[2-1] 「律蔵」の「布薩犍度」は比丘比丘尼が布薩を行うべき日を次のように規定している。

Vinaya「布薩犍度」（vol. I p.104）；「比丘らよ、半月に一度（*sakim pakkhassa*）

14日あるいは15日に（*cātuddase vā pannarase vā*）波羅提木叉を誦すことを許す」

十誦律「布薩法」（大正23 p.158中）；「從今聽二種布薩。一十四日、二十五日」

このように布薩の日を14日あるいは15日のいずれか1日としているのは、半月が14日で終わる場合があったことを想定しているわけである。

また在家信者や外道は

四分律「説戒犍度」（大正22 p.816下）；「時城中諸外道梵志、月三時集会月八日十四日十五日」

五分律「布薩法」（大正22 p.121中）；「爾時外道沙門婆羅門、月八日十四日十五日、共集一処和合布薩説法」

というように「月」に8、14、15日の3回行っていたとされている。これは14日ある

いは15日で終わる半月は、実は半月ではなく「1月」と認識されているのであって、この認識から言えば1年は12ヶ月ではなく、24ヶ月ということになる。

後述するように、月には満月から次第に欠けてゆく黒分と、新月から次第に満ちてゆく白分があるからであって、このように通常の1月を2分する考え方そのものが、月の満ち欠けを基準とする「太陰暦」に基づいていなければ生じないものであることはいうまでもない。

また

摩訶僧祇律大比丘戒本「六念法」（大正22 p.549上）；「一者、当知日数月、一日二日、乃至十四日十五日、月大月小悉應知」

というところからも、月には大小があって、小は14日までの月、大は15日までの月であることがわかる。

[2-2] それでは小の月、大の月は年に何回あるかといえば、原始仏教聖典においては次のように言われている。

十誦律「増一法」（大正23 p.346中）；「時王瓶沙、一歳作六月小。諸比丘不知云何。

以是事白仏、仏言、應隨王法。春初月大、二月小、三月大、四月小、夏初月大、二月小、三月大、四月小、冬初月大、二月小、三月大、四月小」

根本有部尼陀那（大正24 p.416上）；「謂從正月十六日至二月十五日為一月。從二月十六日至月盡即是月半、令減一夜為其小月。余皆倣此。為東西不同故（以上は挾注）如是一歳總有六日是十四日、有六日是十五日為長淨事」

このように1年12ヶ月のうち、6ヶ月が大の月、6ヶ月が小の月とされていることがわかる。

[3] 次には「閏月」があったことを示す資料を紹介しよう。「律歳」には次のような記述がある(1)。

五分律「布薩法」（大正22 p.122中）；ビンピサーラ王は「五歳一閏」（五歳長一月）

をなし、外道ら他宗教はこれにしたがったが、比丘らだけがこれを用いなかった。大臣や人民が非難した。そこで「是五歳為長一月以順王閏」と定められた。これは5年に1度30日（長）の月を閏として加えるということであろう。

十誦律「増一法」（大正23 p.346上）；「爾時瓶沙王、以六歳一閏、諸比丘不知云何。

以是事白仏。仏言、應隨法」とする。

根本有部尼陀那（大正24 p.416上）；比丘たちは閏月を計算していなかったので、世間で使っている月名とずれが生じていた。そこで「應為閏月」と定められた。比丘たちは毎年閏月を作った。またずれが生じた。「應至六歳方為閏月」と定められた。ある国の国王は2年半に1閏を設けていた。ずれが生じた。「應隨王法為其閏月」と定められた。

根本有部毘奈耶頌（大正24 p.646下）；「至六成一閏 如其王作閏 月数有参差 苾芻應可隨 由王有勢力」

四分律「単提065」（大正22 p.680下）；比丘の具足戒を受けることのできる年齢は20歳であるが、疑わしい場合には「当聽數胎中年月數閏月」とされている。

四分律「（比丘尼）単提121」（大正22 p.756上）；同じ

根本有部律「波逸底迦072」（大正23 p.853下）；同じ

根本薩婆多部律撰「波逸底迦072」（大正24 p.600中）；同じ

毘尼母經（大正24 p.803上、p.841中）；同じ

薩婆多毘尼摩得勒伽（大正23 p.578下）；同じ

十誦律「受具足戒法」（大正23 p.150上、153中）；出家受戒の日時として「何時出家、冬春夏有閏無閏」を記憶しておかなければならない。

十誦律「比丘尼檀文」（大正23 p.333中）；同じ

薩婆多毘尼毘婆沙（大正23 p.538上）；雨安居における閏月の扱いが論じられている。

五分戒本（大正22 p.202下）；雨安居が終わって白衣の家に衣を預けることのできる期間の中に閏月と言及される。

十誦律戒本（大正23 p.473下）；阿練若比丘が舎内に三衣を置くことができる期間の中に閏月と言及される。

薩婆多毘尼毘婆沙（大正23 p.538上）；同じ

十誦律「問三十捨墮法」（大正23 p.390中）；迦絺那衣を終わって官が閏月を設けたときの処置法が論じられている。

- (1) 定方氏は「インドの仏教文献に記載はなくとも、閏月がおかれていたことに間違いはない」（p.004）とされているが、上記のような資料が存在するわけである。ただし『俱舍論』の文章を紹介されている。

[4] このようにわれわれが資料とする原始仏教聖典資料では明らかに1朔望月を1月とし、太陰暦と太陽暦との調節を行うために「閏月」が設けられており、暦法として「太陰太陽暦」が採用されていたことが証明される。

[4-1] なお以下の点は「年表」作成においてそれほど問題とはならないであろうが、念のために紹介しておく。

まず小の月はどうのように置かれるかということであるが、後述する自分・黒分から云えば、黒分から減じられる⁽¹⁾。『大唐西域記』巻2に「黒分或十四日十五日。月有小大故也」という通りである⁽²⁾。このように黒分には「14日」しかない月があるわけであるが、自分はいつも15日までであるということになる。しかしインドでは小の月はいつも14日で終わるかということと必ずしもそうではない。欠日は1月のどこにでも起こるのだそうである⁽³⁾。

- (1) 「定方」p.014

- (2) 大正51 p.875下。『四分律行事鈔』（大正40 p.030中）にも受戒の月日を覚えることを説く下りで、「第一念は日月を知り、應に今朝は白月の一日至（ないし）十五日を言うべし。

純大なるが故を以て大小を云わず。若し黒月なれば大小有るが故に、すべからく之を兩分して須うべし。今朝は黒月の大の一日至（ないし）十五日なりと。或いは云うべし。今は黒月の小の一日至（ないし）十四日なりと。」という。自分はいつも「大」の半月であり、黒分に小の場合があるということである。

- (3) 「矢野」p.174

[4-2] また閏月の置かれる頻度（置閏法）については[3]に紹介した資料からもわかる通り、5年に1度置くという説（五分律）と、6年に1度置くという説（十誦律、根本有

部律)があったことが知られる。また『根本有部尼陀那』によればある国の国王は2年半に1閏を置いていたとしている。実は『実利論』は「かくて、両者とも、2年半ごとに追加の月を設ける。第1は夏において、第2は5年の終わりににおいて」(1)としており、これに合致する。

また『摩登伽経』には19年7閏説が紹介されているが、これは翻訳の際に中国の知識が混入したのではないかと理解されている(2)。

閏月の名前は「中国では本来の月の後に閏月が来るが、インドでは閏月の後に本来の月がくる」のだそうである(3)。

(1) 上村勝彦訳 岩波文庫 上 p.179 置かれる月は歳中と歳末(あるいは夏と冬)とに交互という。岩波文庫 上 p.179、「矢野」p.154、「定方」p.005

(2) 「中国では19年7閏の法」がとられていた。「定方」p.004 『世界大百科事典』の「暦」の項の解説によると、紀元前のギリシャにおいても「メトン周期」と呼ばれて採用されていたという。第10巻 p.542

(3) 「矢野」p.173